

意見陳述書

2023年11月28日

札幌地方裁判所民事1部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 船 山 暁 子

- 1 原告たちは、いずれも子供のころ障害児施設で過ごしていました。
Aさんは、施設から出たあと、すぐにX牧場で働くようになりました。
BさんとCさんは、施設から出たあと、他の牧場で住み込みで働きましたが、働いていた牧場が廃業したため、牧場を移り、X牧場で働くようになりました。
X牧場での生活は、Aさんは45年間、Bさんは20年間、Cさんは18年間に及びました。
- 2 彼らは、X牧場で、休みなく朝から晩まで働きました。
X牧場が酪農を営んでいたときには、牛の餌やり、搾乳、牛舎の掃除などに加え、畑作業をしていました。
X牧場が酪農をやめてからも、畑作業を行いました。
彼らは、働いてX牧場の事業を支えていたのです。
記録によると、彼らが昨年夏にX牧場を出ていくとき、牧場経営者Zさんは、畑作業が終わるまでいてもらわなければ困る、と強硬に反対したそうです。彼らが牧場にとって貴重な労働力であったことを表すエピソードだと思えます。
しかし、彼らには給料が一切支給されませんでした。
- 3 また、彼らは、水道も満足な暖房設備もないプレハブ小屋に住まわされ、粗末な食事しか与えられず、ほとんど入浴することもできませんでした。
そのうえ、彼らに支給されている障害基礎年金がX氏によって勝手

に使われていたのです。

- 4 彼らには、助けてくれる家族も友人もいません。

彼らの通帳はすべてX氏に管理され、彼らはお金を持っていませんでした。

彼らには、牧場の生活以外の経験がありませんでした。複数の選択肢から、自分で生活する場所を選ばせてもらった経験也没有ありません。X牧場の他に、自分の居場所があることなど、想像すらできなかったと思います。X牧場から追い出されたら生きていけない、そう思っていたはずです。

そんな彼らが、X牧場での生活に疑問をもったり、被害を訴えたり、逃げ出したりすることは、無理なことでした。

また、彼らが障害児施設を出て働き始めるとき、労働者の権利を彼らに教えてくれた人は誰もいなかったはずでした。

働いた分だけ給料がもらえること、休みや休憩が保障されること、体の調子が悪いときには仕事を休んでいいことなどを、彼らは教えられていませんでした。

そんな彼らが、給料の支払いを求めたり、休みを要求することはできませんでした。

彼らは、与えられた環境に疑問を持つことができず、あるいは「つらい」と思っても、逃げ出すことも、助けを求めることもできず、X牧場で長い間生活を続けました。

- 5 彼らが、いわゆる「健常者」であったとしたら、数十年にわたり、このような処遇が行われるなど、考えられないことだと思います。

原告たちには、知的障害があります。

しかし、原告たちは、知的障害者である前に、私たちと同じ、人権をもつ一人の人間です。

「健常者」に対して許されないことが、障害者相手であれば許される、そのようなことはあり得ません。

X牧場での処遇は、明らかな人権侵害です。

虐待防止法との関係でいうと、劣悪な生活環境や生活上の支援が一

切行われなかったことはネグレクトに該当し、給料を支払わなかったこと、年金を搾取したことは経済的虐待に該当することは明かです。

牧場経営者Yさん、牧場経営者Zさんには、原告たちが受けてきた被害と向き合い、できる限りの償いをしていただきたいと思います。

6 障害者が、様々な場面で虐待の被害を受けることは、珍しいことではありません。

障害者虐待防止法が制定される以前にも、住み込み労働の場で、障害者を劣悪な環境に住まわせ、粗末な食事しか与えず休みなく働かせ、給料を支払わないばかりか障害年金を搾取するといった虐待事件が複数起こり、大きく報道されてきました。

住み込み労働の場では、労働者である障がい者に身寄りがないことも多く、行き場所を失うことを恐れ被害の申告がされにくいこと、行政側にとって、雇用主は「障がい者雇用に熱心な企業」と扱われており、虐待対応が適切に行われないうまま虐待が続きやすいことなどが指摘されています。

障害者虐待防止法は、こうした虐待の被害が繰り返されないよう、早期発見や虐待対応の義務を規定するなど、行政機関の虐待対応の責任を明確にしたものです。

7 恵庭市の答弁書には、障がい福祉課の職員が、平成28年12月と平成29年2月にX牧場に行き、原告たちに会い、原告たちが薄汚れた服を着ているところや、原告たちが住んでいるプレハブ小屋が雑然としている様子などを見たことが記載されています。

原告たちの様子を見ると、原告たちが、まともな生活をしていないことは、すぐにわかったはずですが、また、彼らの生活ぶりやX牧場の経営状態などから、金銭搾取が強く疑われることも、当然認識したはずですが。

原告たちがネグレクトの虐待を受けていることは明白であり、経済的虐待の疑いも濃厚でした。

しかし、恵庭市は上記の訪問のあと、原告たちの生活状況の調査や

労働局への虐待通知を一切行いませんでした。

そればかりか、虐待を疑った相談支援事業所が、虐待調査をしようとするのを妨害したのです。

その結果、X牧場での虐待の被害は発覚することなく、5年が経過してしまいました。

- 8 弁護士としては、恵庭市の対応は、長く市議会議員を務めた亡牧場経営者X氏に忖度したものだと思えません。

もし仮に、恵庭市が主張するように、障がい福祉課の職員が、本当に今回の虐待に気づかず、虐待対応をしなかったのだとすると、障害者の権利や障害者に対する理解を欠くと言わざるを得ません。

いずれにしても、恵庭市が適切に虐待防止法に定められた義務を果たしたとは考えられません。

もし、恵庭市が、今回のような明確な虐待を見逃し、一切虐待対応を行わなかったことが法的に正当化されるというのであれば、障害者を虐待から守ることは到底できません。

- 9 原告たち3人が受けた被害のこと、この裁判のことは、新聞やテレビなどで報道されています。

報道を見聞きして、同じ障害をもつ仲間たちや障害児の親御さんたちは、自分のことのように心を痛めています。

障害者が、人間として尊重されず、行政も障害者を助け出さなかった、このようなことが正当化されるようなことがあれば、報道を見て心を痛めている仲間たちの尊厳すら、奪うことになるのではないかと思います。

裁判所には、3人の原告が、知的障害者である前に、私たちと同じ人間であることを強く意識していただきたい。

また、原告たちがもつ、知的障害のことを理解していただきたい。

そのうえで、X牧場で行われた原告たちへの処遇が許されるのか、恵庭市が義務を果たしたと言えるのか、慎重に判断していただきたいと考えています。

以 上